# 日本下水道事業団(JS)は民間事業者の働き方改革とJS工事の魅力向上を推進する取組 令和7年度版「民間事業者との共創プロジェクト」をすすめていきます



○JSでは、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進

○令和7年度版「民間事業者との共創プロジェクト」では、地方建設業協会等の民間事業者との意見交換の結果も踏まえ、工事書類の簡素化、配置予定技術者の要件緩和など生産性の向上や担い手の育成・確保に資する対応を更に充実

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。民間企業の方々からの改善要望も踏まえ毎年改善をすすめている

JSは、地方公共団体(47都道府県)の出資により設立された「地方共同法人」であり、下水道の管理主体である地方公共団体からの委託を受け、下水道施設(処理場、ポンプ場等)の新設、改築、耐震化の工事を発注しています。

今般、「共創プロジェクト」として公表(R7.4.1)し、その取り組みをさらに強力に推進しています。

令和7年度版「共創プロジェクト」における新たな取組例は以下のとおりです。

# 働き方改革、生産性向上の推進

- ○工事関係書類簡素化ガイド(案)の改定
- ・JS職員が工事記録写真を電子データで確認し工事記録写真帳の印刷回数を削減等の簡素化具体例を追記
- ・発注者側からの誤った指摘事例と指摘に対する工事関係書類簡素化ガイド(案)に基づいた対応を記載

# 担い手の育成・確保とJS工事の魅力向上への対応

- ○配置予定技術者の要件緩和等
- ・機械設備工事及び電気設備工事における競争参加資格(配置予定技術者)の要件緩和
- ・同一の現場代理人及び監理技術者等が兼務できる条件の制定及び明確化
- ○入札公告段階での条件明示の拡充
- ・一般土木工事において見積参考資料に積算条件を全て明示
- ・建築工事において参考数量を明細書から見積参考資料に改め積算条件の明示を拡充



# 地方共同法人 日本下水道事業団 土木・建築工事の発注に関する取組み

# 令和7年10月 日本下水道事業団



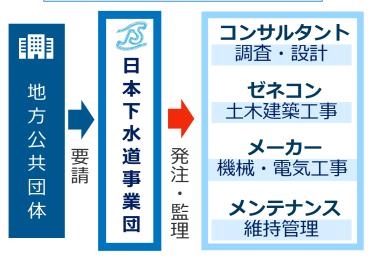
# 日本下水道事業団(JS)の概要

●日本下水道事業団(JS)は地方公共団体の代行・支援機関として下水道事業をライフサイクルにわたってサポートしています。

- ・JSは、地方公共団体(47都道府県)の出資により設立された「地方共同法人」です。下水道の管理主体である地方公共団体の支援等を通じて、地方公共団体共通の利益に貢献しています。
- ・JSは下水道のプロ人材集団です。地方公共団体からの委託要請を受けて下水道の根幹的施設の設計、建設、維持管理及び技術的援助を行うほか、下水道に関する研修、技術の開発・実用化や海外支援等に取り込んでいます。

# 

### 地方公共団体のソリューションパートナー







- ●JSは、委託要請を受けた下水道施設(処理場、ポンプ場等)の新設、改築、耐震化の工事を発注しています。
- ・JSの発注方法は、<u>原則すべてが一般競争入札です</u>。 一定規模以上の工事は、総合評価方式にて発注しています。
- ・一部の工事では、入札参加者の見積りの提出を求める方式を適用しています。
- ・**地元企業が入札参加しやすい等級区分を設定しています**。 難易度が高い工事は、建設共同企業体を活用しています。
- ・電子入札を実施しています。
- ・予定価格は事後公表です。
- ・契約事務は、東日本本部(東京都)および西日本本部(大阪府)で実施しています。 基本的に、東京都と大阪府に来なくても手続きが可能です。

# (JSの実績)

下水処理場	約 <b>1500</b> ヵ所 (日本の処理場の約7 割を新築・再構築)
ポンプ場	約 <b>990</b> ヵ所 (うち雨水ポンプ場 約400ヵ所)
管渠	約280カ所



# 一般競争入札の区分

	大規模調達契約 (27億2千万円以上 (税込み))	大規模調達契約以外 (27億2千万円未満(稅込み))
競争参加 資格	1 経営事項評価点数 2 会社の施工実績 3 配置予定技術者の資格、経験	1 金額による等級区分 2 会社の施工実績 3 配置予定技術者の資格、経験 4 本店、支店、営業所の所在地域
入札参加 者の選定	競争参加資格を満たる	す全ての業者が参加可能
入札参加 者の公表	契約締約	吉後に公表



# 大規模調達契約以外の発注標準(一般土木・建築工事)

等 級	全体工事金額 (税込み)	摘要
A	27.2億円未満 12億円以上	施工難易度が高い工事は、JVを適用 施工難易度が低い工事は、B等級も参加可
В	12億円未満 5億円以上	施工難易度が高い工事は、JVを適用 施工難易度が低い工事は、一定金額未満でC等級も参 加可
С	5億円未満 0.5億円以上	施工難易度が高い工事は、JVを適用
D	0.5億円未満	施工難易度が極めて高い工事はC等級



# 般競争入札手続きの流れ

入札・契約手続運営委員会で入札公告案を審議し決定



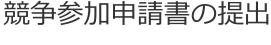
入札公告は、JSホームページに掲載する他、関係総合事務所で掲示

事前審査※1 (総合評価方式)



事後審査※1(一般競争方式)

競争参加資格確認申請書類の提出





資格の確認



電子入札・開札



資格確認通知



競争参加資格確認申請書の提出



電子入札・開札



資格の確認



入札・契約手続運営委員会で入札結果等を審議し、落札者決定

入札参加者の技術資料を入札前に確認するものを事前審査、入札後に確認するものを事後審査という。

6



# 入札・契約手続きに関する取組(1)

# 入札公告情報配信サービスを行っています

●JSが発注する建設工事に係る入札公告情報を、配信を希望する事業者 (会員)にメールでお知らせするサービスです。

Point1 入札公告の最新情報をお届けします。

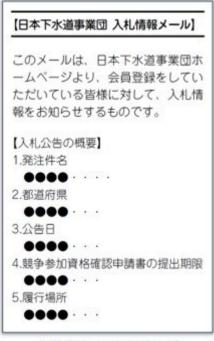
Point2 都道府県、工種・等級で配信してほしい工事の条件を

設定できます。

会員登録、年会費等は無料です。 Point3

- ・配信を希望する事業者の皆様は、JSホームページ内「入札・契約情報 検索サイト」より、ご自身で会員登録をすることができます。
- ▼入札・契約情報検索サイト(こちらより登録できます) https://www.jswa.go.jp/bid/nyusatsu/control/register.php





▲配信メールのイメージ

# (日本下水道事業団TOP)



(入札・契約情報検索サイト)





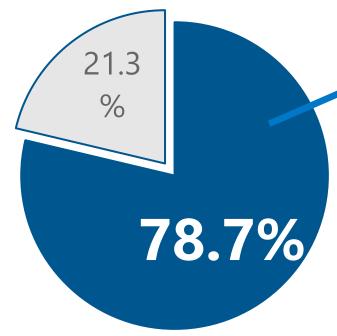
# 入札・契約手続きに関する取組(2)

# 「有資格者」を随時受付中です

- ●工事への参加には、日本下水道事業団の「有資格者名簿」への登録が必要です。
- ・有資格者名簿への登録は、随時受け付けています。
- 一般競争参加資格申請書を受領後、審査申請日の属する月の翌月10日に登録され、HPに名簿を 公表しています。

# (参考) JS発注の土木・建築工事 過去5年間の契約実績

年度	地元	企業	地元企業以外		
十尺	件数	割合	件数	割合	
R2	119	74.8%	40	25.2%	
R3	118	77.1%	35	22.9%	
R4	103	79.2%	27	20.8%	
R5	104	81.9%	23	18.1%	
R6	100	82.0%	22	18.0%	
計	544	78.7%	147	21.3%	



# 地元企業の 受注割合

※地元企業: JSのB~D等級企業(JVによる受注を含む)

●JS土木・建築工事 全体の8割近くを地元 企業が受注していま す(R2~6に契約し た計691件のうち544 件)

# **ISの工事を受注するメリット**

- ・JSの丁事を受注すると次のようなメリットがあります。
- ●企業の施工実績、技術者の工事経験を積むことが できます
- ・JSの下水道施設の工事を受注することにより、企 業の施工実績及び技術者の工事経験を積むことがで きます。

# ●優良工事表彰や優良施工業者の選定を受けること ができます

・JSが発注した工事に関し、その施工が優秀であっ て他の模範となる工事を優良工事として選定し、当 該丁事の施丁業者を表彰しています。



また、工事成績が優秀で優良施工業者として相応しい者、及び優良工事表彰を受けた者を優良施 工業者として選定しています。優良工事及び優良施工業者はJSのHPに掲載しています。

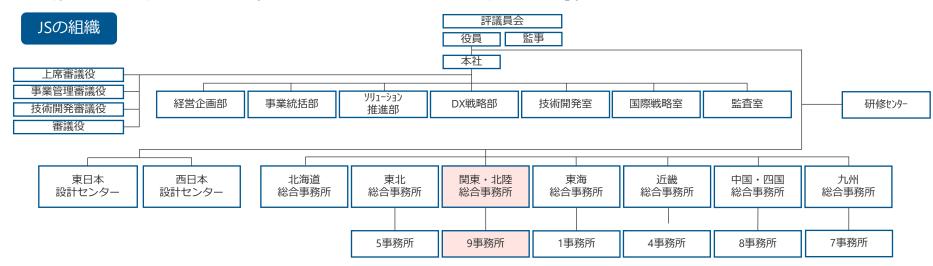
# ●次回以降のJSの入札参加時の評価に活用できます

- ・工事を受注して得られた企業の施工実績や技術者の工事経験、工事完成段階でJSが工事の施工 状況を総合的に評価する工事成績評定の結果(工事成績)を、 次回以降のJS発注案件の入札参加 時の評価に活用することができます。
- ・優良工事表彰や優良施工業者の選定を受けた場合は、その実績も評価の加点対象となります。



# び 組織・お問い合わせ先

・工事の監督員は、各都道府県にある事務所の職員等です。
地域密着型の施工監理を行っているため、円滑な施工が可能です。



# お問い合わせ先



# 関東・北陸総合事務所

総務・協定課

03-3818-1211

本計所在地

〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル

ホームページ

https://www.jswa.go.jp/

[入札情報メールの会員登録、一般競争参加資格の申請はホームページから]





# R6意見交換会 对応状況

都道	団体名	意見内容	種別 対	対応状況	対応済内容	JS	共創プロジェク	<u>ー</u> クト	継続的な対応が必要な事項
府県	四件右	忌光的苷	但是力力	X1/U1/\/\/\	バルルAPY <del>台</del>	R6.4版	R7.4版	(検討中)	- 極続的な別心が必ずは事場
茨城県	茨城県建設 業協会	・そもそも、JSの登録業者は少ないのではない か。	下水道工事の課題	継続					地方建設業協会との意見交換を継続し、JSの認知度向上と業者登録を呼びかけていきたい。
茨城県	茨城県建設 業協会	・積算に用いる単価が実態を反映していない場合、見積り活用方式は効果的である。(国発注の道路工事でも奏功した事例がある。)	積算、条 件明示	継続		一般土木工 事、建築工 事における 「見積りの 提出を求め る方式」の 適用拡大 (R6.4.1~ 実施)	建築工事における入札		JSは土木・建築工事については初回公告から見積活用方式を適用できる制度を有しているため、不調不落が懸念される工事については初回公告から見積活用方式を適用することは可能である。ただし委託団体の了解を取り付ける必要がある。



# 令和7年度発注予定工事一覧 (一般土木・建築工事)

(令和7年10月1日公表分)

●令和7年10月1日に日本下水道事業団のHPで公表した、令和7事業年度発注予定工事のうち一般土木及び建築工事です。公表後に発注予定工事の変更又は追加等をする場合があります。最新の発注予定情報は下記HPをご覧下さい。

(発注予定工事一覧) https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/sonota.html

●日本下水道事業団が発注する建設工事の入札公告情報を、メール配信サービス(無料)で受け取ることができます。配信を希望する事業者の皆様は下記HPをご覧ください。 (入札・契約情報検索サイト) 
■ 2019

https://www.jswa.go.jp/bid/nyusatsu/control/register.php



# 令和7年度発注予定工事(一般土木・建築工事)

(10/1公表分)

日本下水道事業団

# 関東・北陸総合事務所

工事名	工期 (ヵ月)	種別	等級	工事概要	入札予定 (四半期)
■茨城県					
古河市古河浄化センター建設工事そ の 3	15	土木	C2	沈砂池管理棟、消毒、導水渠 (耐震)	第3
つくば市森の里中継ポンプ場建設工 事	21	土木	C2	着水井、沈砂池水路、ポンプ (耐震) 井・機械室)	第3

大規模調達契約以外の発注標準	/ 上 <del>上 7 また</del> 一 古 )	٠
▼ #1 #日 = 61 1		1

公表等級	等級	全体工事費		競争参加資格		
区分	区分	(税込)		施工難易度		
	四月	(机丛)	低	高	極めて高	
А	А	27.2億円未満 12億円以上	単A 単B	単 A A B A C	単A A B A C	
B1	В	12億円未満 7.5億円以上	単A 単B	単 A B C B C '	単A A C 単B B C B C'	
B2		7.5億円未満5億円以上	単B 単C	単B 単B' BC、BC' B'C、B'C'	単B B C B C'	
C1		5億円未満 3億円以上			単B 単B'	
C2	С	3億円未満 1.0億円以上	単C	単C C C	В С В С'	
C3		1.0億円未満 0.5億円以上		CC'	B′C B′C′	
D	D	0.5億円未満	単D	単D	単C	
ツ 右姿枚業老の笠処甘淮						

※ 有資格業者の等級基準

A:一般土木1,650点(総合点数)以上・建築1,700点(総合点数)以上

B:一般土木1,200点(総合点数)·建築1,250点(総合点数)以上

B': 経営事項評価点数が1,000点以上のC

C:一般土木800点(総合点数)·建築750点(総合点数)以上

C': 経営事項評価点数が土木750点・建築700点以上のD

(ただし、C'は流域下水道には適用しない。)

D:一般土木800点(総合点数)·建築750点(総合点数)未満

競争参加資格の例: 単A⇒単体のA等級有資格業者

AB⇒特定建設共同企業体 代表者がA等級、代表者以外がB等級

※公表等級区分は、有資格業者の等級区分を細分化するものではありません。

# 地方公共団体とともに、下水道を次世代に日本下水道事業団

# 一般土木・建築工事に関するご案内

日本下水道事業団 (JS) は、下水道事業に係る地方公共 団体の代行・支援機関であり、委託要請を受けて下水道施 設の新設、増設、改築、耐震化等の工事を発注しています。 地元企業 78.7%\*

# □地元企業の皆様がJS発注工事で活躍!

※令和2~6年度の実績

# ☑ 民間事業者の働き方改革等をJSと共に推進

JSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革、生産性向上の推進、担い手の確保・育成等の 課題について共有し、互いに解決することを目指すと共にJS工事の魅力向上を推進。

# 主な取り組み

- ・入札参加者による「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
- ・配置予定技術者の入札参加要件緩和
- ・同一の現場代理人および監理技術者等が管理できる範囲の拡大
- ・入札説明書等の施工条件明示拡充
- ・施工者の要請に基づく工事施工調整会議(三者会議)の開催拡大
- ・ワンデーレスポンス、ウィークリースタンスの実施
- ・工事関係図書の簡素化(スリム化、省略、統合)



具体の取り組みを 「民間事業者との共創 プロジェクト」 として公表

# ②工事発注に関する入札・契約情報の検索

建設工事の入札・契約情報をホームページから閲覧できます。 現在参加可能な案件を検索したり、入札速報や入札結果もご覧になれます。



入札・契約情報検索サイト

#### 建設工事の発注予定工事の事前公表

- ・ホームページで年7回更新し公表(3、5、6、7、8、10、1月に更新)
- ・公表等級区分を細分化(B等級:2区分、C等級:3区分)
- ・入札公告情報の配信サービスに登録すると、年7回の公表を「お知らせメール」にて配信



発注予定一覧

# **国入札公告情報の配信サービス**

登録したメールアドレスに入札公告情報をタイムリーにお届け。

Point 1 入札公告の公表と同時配信

Point 2 メール配信は、知りたい情報だけに限定可能

Point 3 会員登録費、年会費等は不要



メール配信登録

# 日土木・建築工事の発注等級区分(大規模調達契約以外)

地元企業が入札参加しやすい等級区分を設定

等級	全体工事金額(税込)	概要
А	27.2 億円未満 12 億円以上	施工難易度が高い工事は、JVを適用 施工難易度が低い工事は、B等級も参加可
В	12 億円未満 5 億円以上	施工難易度が高い工事は、JVを適用 施工難易度が低い工事は、一定金額未満でC等級も参加可
С	5 億円未満 0.5 億円以上	施工難易度が高い工事は、JVを適用
D	0.5 億円未満	施工難易度が極めて高い工事はC等級

# **「入札参加には日本下水道事業団の「有資格者名簿」へ登録が必要**

- ・「有資格者名簿」への登録は随時受付
- ・申請書を受付けた翌月の10日に登録完了
- ・申請書はホームページよりダウンロード可能



競争参加申請手続き

# ②お問い合わせ先 (電話番号)

本 社	北海道総合事務所	東北総合事務所	関東・北陸総合事務所
03-6892-2013	011-222-5531	022-221-1350	03-3818-1211
東海総合事務所	近畿総合事務所	中国・四国総合事務所	九州総合事務所
052-886-0301	06-7661-1222	086-244-7331	093-583-3191



〒 113-0034 東京都文京区 湯島二丁目 31番 27号 湯島台ビル https://www.jswa.go.jp/







# 民間事業者との共創プロジェクト【令和7年度】

令和7年6月版

- 令和6年度に実施した**民間事業者**との意見交換の結果を踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進
- ※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字:令和6年度までに実施した取組 青文字:令和6年度に引き続き拡充する取組 **赤文字:令和7年4月1日から実施した取組 <u>赤文字(下線):令和7年6月1日から実施する取組</u>** 

# 働き方改革の推進

- 1. 適正工期の確保
  - ①余裕期間制度「任意着手方式」の適用
- ②入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化
- ③ワンデーレスポンスの推進
- ④ウイークリースタンスの推進
- 2 週休二日制工事の推進
- ① 「月単位の週休2日」の適用
- 3. 設計業務及び工事における「WEB会議」の活用
- ①機械設備工事、電気設備工事における工場検査 ・既済検査への活用

# 生産性向上の推進

- 4. 手続きの電子化
- ①契約手続きの電子化
- ②一般仕様書等の一部無料ダウンロード化
- 5 施工管理の効率化
- ①遠隔臨場及び工事情報共有システム(JS-INSPIRE)を原則全ての工事に適用
- ②「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」 の適用
- 6. BIM/CIMの活用
- ①実施設計業務の現地調査で360度画像を原則適用
- ②点群データ閲覧システム「JUMP」の開発
- ③「下水道 BIM/CIM ライブラリ」の公開
- 7. 書類のスリム化
- ①工事関係図書の簡素化 (スリム化、省略、統合)
- ②機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化 (試行)
- ③工事関係書類簡素化ガイド(案)の改定

# 担い手の育成・確保

- 8. 民間技術者向け研修の充実
- ①土木・建築におけるオンライン研修の実施
- 9. 配置予定技術者の要件緩和
- ①一般土木工事、建築工事における競争参加資格 (配置予定技術者)の要件緩和
- ②機械及び電気設備工事における競争参加資格 ( 配置予定技術者)の要件緩和
- ③配置予定技術者における審査対象期間の緩和
- ④同一の現場代理人および監理技術者等が管理で きる範囲の拡大
- ⑤<u>設計業務委託における資格に係る実務経験年数</u> 緩和
- ⑥設計業務委託における資格に係る要件緩和

# JS工事の魅力向上の取組

- 10. 適切な利潤と労務費等の確保
  - ①「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
  - ②競争参加資格 (施工実績) の要件緩和
  - ③工事施工調整会議(三者会議)の運用見直し
  - ④一般土木工事、建築工事における入札説明書等の施工条件明示拡大
  - ⑤建設工事における総合評価落札方式 の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し
  - ⑥設計業務委託における低入札価格調査基準の改定

- 11. 施工者の立場に立った発注予定工事の公表
  - ①発注予定工事の年間公表回数の増加(4回→7回/年)
  - ②等級区分を工事予定額により細分化
  - ③公表時期の前倒し
  - ④発注予定工事一覧表の更新について、「お知らせメール」の配信

令和7年度において、導入に向けた検討を行う主な取組

- 4.手続きの電子化
- 6.BIM/CIMの活用
- 10.適切な利潤と労務費等の確保

- ・電子検査に向けた課題抽出
- ・入札説明書に360度カメラ画像の活用検討
- ・設計変更に係るガイドラインの改定

rpan Sewage Works Agency



# 1. 適正工期の確保

働き方改革の推進

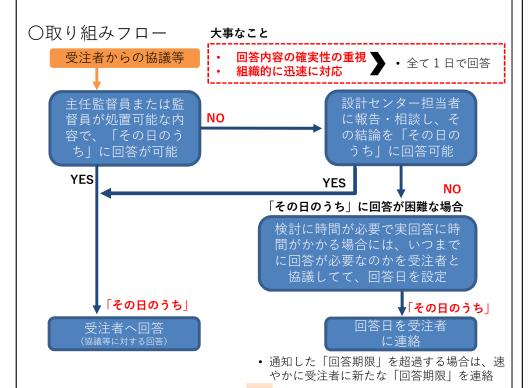
新規

- ・ワンデーレスポンスの推進
- ・ウイークリースタンスの推進

# ワンデーレスポンスの推進

### 〇目的

発注者JSが「現場を待たせない」、「速やかに回答する」 という対応を適切に行うことにより工事及び業務の現場等 において発生する**諸問題に対し迅速な対応を実現**する。



### 取り組み方針を特記仕様書に記載

#### ○備考

本取組は、JSとして組織的に対応するために定めたものであり契約済の建設工事及び建設コンサルタント等業務にも適用。

#### ウイークリースタンスの推進

### 〇目的

労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、**業務を円滑かつ効率的に進める**ため、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定める。

○取り組み内容(例)

#### 作業依頼しない日を確認

- •休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない。
- •休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない。
- •作業内容に見合った作業期間を確保する。

# 打合せを行わない時間を確認

- 昼休みや午後4時以降開始の打合せは行わない。
- •打合せはWEB会議等を活用する。

# 業務時間外に連絡を行わない

- •定時間際、業務時間外の連絡を行わない。 (JS-INSPIRE、メール等を含む)
- •水曜日及び金曜日は定時の帰宅に心がける。
- •受発注者間で各々のノー残業デーを共有する。

# 取り組み内容を工事打合せ簿で取り交わす

#### ○備考

本取組は、JSとして組織的に対応するために定めたものであり契約済の建設工事にも適用。なお、建設コンサルタント等業務は取組を実施済。

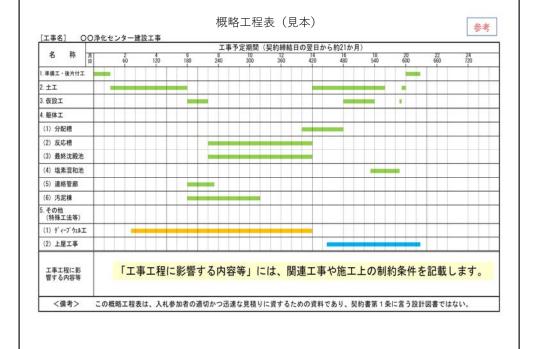


# 1. 適正工期の確保

### 働き方改革の推進

令和5年9月1日以降に行う公告から適用

- ・入札時に概略工程表の開示
- ・入札時に実際に必要な工期の明確化
- ②入札時に概略工程表の開示
  - 一般十木及び建築工事の入札公告の参考資料と して、JSが工期を設定した根拠となる工種毎 のバーチャートや工事工程に影響する内容等の 施工条件を示した概略工程表を添付



③入札時に記載する工期について運用の明確化 入札公告において、工期が地方共団体との協定 における完成期限を超えることが想定される場 合は、地方公共団体と協議を行い、実際に必要 とする工期を記載

従前の入札公告と実際に必要とする工期を記載した入札公告(例)

#### 従前の入札公告

1	公告日	令和05年12月12日(火)
2	契約職	〇日本本部長 〇〇 〇〇
3	工事概要	
3. 1	工事件名	○○市○○浄化センター○○工事その○○
3. 8	工期	
3. 8. 1	今回工期	令和7年3月31日(月)

#### 9月1日以降の入札公告

3. 8. 1	今回工期	約20か月
3 8	工期	
3. 1	工事件名	○○市○○浄化センター○○工事その○○
3	工事概要	
2	契約職	〇日本本部長 〇〇 〇〇
1	公告日	令和05年12月12日(火)



# 2. 週休二日制工事の推進

働き方改革の推進

令和6年8月31日までに公告する工事に適用

新規

・原則すべての工事に「月単位の週休2日」を適用し休日の質を向上

令和6年9月1日以降に公告する工事に適用

〇月単位の週休2日推進に向け、月単位の週休2日制の補正係数を新設、週休2日交替制の運用を規定するとと もに、完全週休2日(土日)を促すため、達成した工事に対し工事成績評定を加点評価

		19410 1 073 1 1 304 1 C 2 1 7 0 C 3 1 C 2 1 1		had to horate of the data y a 2 processing					
発注方式				2方式					
対象 工事	週休2 日制	全ての工事を対象 たた 1)配置予定技術者の配置 2)現場閉所が馴染まない 3)施工期間に制約がある 4)発注方式が設計・施工	置予定期間が著しく短 ハエ事 る工事	い工事	全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)現場閉所が馴染まない工事 2)施工時期に制約がある工事等				
	週休2日 交替制	「週休2日制工事」によ	る現場閉所が馴染まれ	ない土木工事			_		
	当初の予定価格に月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況(週休2日交代制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率)を確認後、月単位の週休2日に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。 表 週休2日制の補正係数(土木工事の場合)					当初の予定価格に4退経費に乗じる。現場限はその達成状況に応し 表週	月所の達成状況を研	確認後、4週8休 変更する。	に満たないもの
積第	<b>拿方法</b>	現場閉所率	月単位の週休2日 適用工事 (4週8休以上)	通期の週休2日 適用工事 (4週8休以上)	通期の週休2日 適用工事 (4週8休未満)	現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 8休未満	4週6休以上 7休未満
			1.04	1.02		労務費	1.05	1.03	1.01
		機械経費(賃料)	1.02	1.02		機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
		共通仮設費率	1.03	1.02	_	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
		現場管理費率等	1.05	1.03		現場管理費率等	1.06	1.04	1.03
	T	30 % H = 30 1 3							
工事成	週休2 日制	対象期間において全てのした工事については、こ		2日(土日)」を達成	週休2日を実施できた				
績評定	週休2日 交替制	対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した工事については、 工事成績評定を加点評価					評定を加点評価		

○適用:令和6年9月1日以降に公告する工事

○週休2日制の詳細(入札説明書の公表先) : https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu\_youshiki-C.html



# 3. 設計業務及び工事における

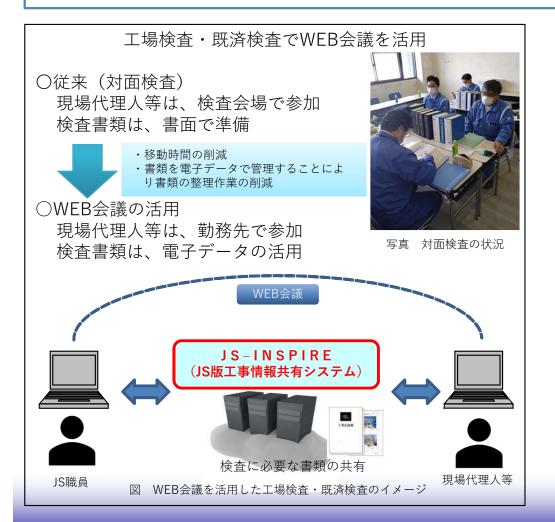
# 「WEB会議」の活用

働き方改革の推進

令和5年12月から活用を明確化

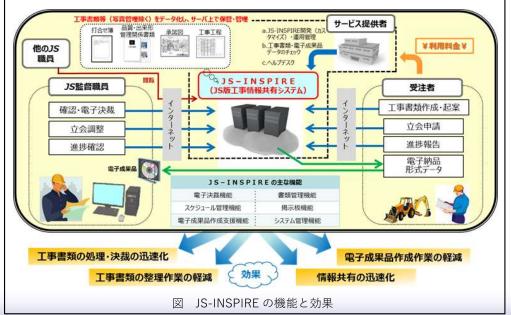
- ・機械・電気設備の工場検査・既済検査への活用
  - 工場検査・既済検査でWEB会議を活用することにより移動時間の解消を図る
  - 令和6年度からは検査に必要な書類はJS 版工事情報共有システム(JS-INSPIRE)に保存された電子データの活用を推進

(WEB会議の活用については、JSと地方公共団体との間で協議を行います。)



# JS 版工事情報共有システム(JS-INSPIRE)

- OJS 版工事情報共有システムは、JS の工事発注方式、帳票様式、決裁方法等の業務内容に対応。
- ○受発注者間のコミュニケーションが円滑化となることを目 指す。
- ○令和5年度から原則全ての工事に適用。



詳細は、「JS 版工事情報共有システム(JS-INSPIRE)活用マニュアル」を参照 https://www.jswa.go.jp/inspire/manual\_r57.pdf



# 4. 手続きの電子化

生産性向上の推進

新規

- ・電子契約サービスの導入
- ・一般什様書の一部無料ダウンロード化

# 電子契約サービスの導入

- ○受注者が希望する全ての工事請負契約(変更を含む)の 電子手続きを導入
  - ・業務の効率化、書類提出までの時間短縮
  - ・ペーパーレス化及び書類保管の負担軽減
  - ・手続きのWEB化による**在宅勤務での対応**
  - ・電子契約の利用登録は不要、費用も無償
- ○対象案件

工事請負契約

(令和6年4月1日以降に公告又は見積依頼が行われる もの)

工事請負変更契約

(契約締結日が令和6年4月1日以降となるもの)

○利用電子契約サービス

サービス名: GMOサイン

署名方法:立会人型(契約印タイプ)、印影のない署名

(不可視署名)

○電子契約サービスの詳細

https://www.iswa.go.ip/whatsnew/2024pdf/20240304.pdf

#### ※参考 保証の電子化(前払保証を含む)

- ○工事請負契約及び設計業務等委託契約の保証(前払保証 を含む。)をインターネットを通じて確認。
- ○令和6年5月1日から運用を開始予定。

一般仕様書の一部無料ダウンロード化

○共通、一般土木工事、建築工事において**一般仕様書等を** JS外部HPで無料ダウンロード化を実施。

表 無料ダウンロード化の図書一覧

職種	図書名
共通	<ul><li>・ 工事請負契約関係様式集</li><li>・ 建設コンサルタント等業務委託契約関係 様式集</li><li>・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様 書</li></ul>
土木	<ul><li>・ 土木工事一般仕様書・土木工事必携</li><li>・ 土木工事積算基準及び標準歩掛</li></ul>
建築	• 建築・建築設備工事一般仕様書
建築機械	<ul><li>建築・建築設備工事一般仕様書</li></ul>
建築電気	<ul><li>建築・建築設備工事一般仕様書</li><li>建築電気設備工事標準図</li></ul>

○JSホームページ「入札・契約・申請手続」をリニューア

https://www.iswa.go.ip/nyusatsu/nyusatsu youshiki.h tml



# 5. 施工管理の効率化

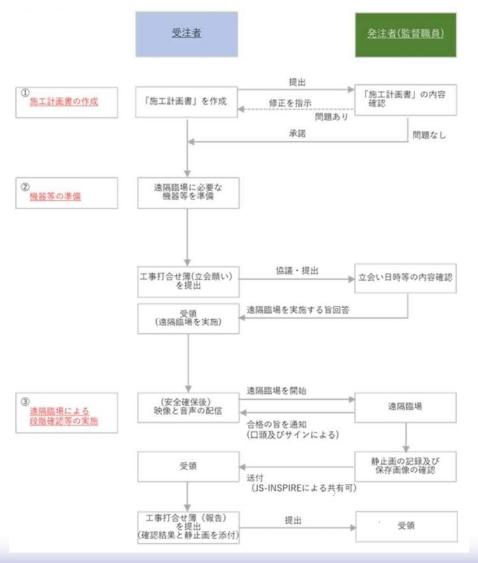
生産性向上の推進

- ・遠隔臨場を原則全ての工事に適用
- 令和5年度から継続工事も含めた本格的な実施に 移行し、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領 (案)」を公表
- 遠隔臨場を実施する場合
  - ▶「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案) |を参考に監督職員と協議
  - ▶地下部等通信環境の悪い箇所は、通信環境を改善するために必要な機器等をJSから貸与
  - ▶ 遠隔臨場に適切に取り組んだ建設現場は、工事成績評定で加点

# 遠隔臨場のメリット

- ▶発注者(監督職員)が現場臨場不可能な場合でも、映像と音声の同時配信記録(静止画)及び保管により現場臨場と同等の段階確認等が可能。
- ▶ 発注者(監督職員)の都合によらず、工程管理 が可能
- ▶ 経験の浅い発注者(監督職員)であっても、必要に応じて先輩職員の同時接続により、品質の向上が可能

# 遠隔臨場の実施手順





# 5. 施工管理の効率化

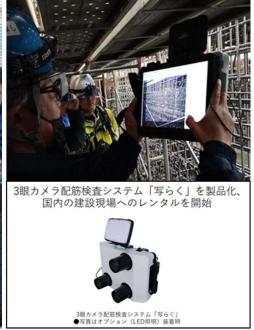
生産性向上の推進

「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」の適用

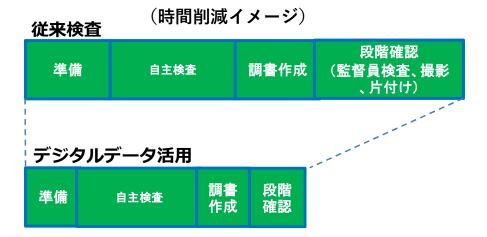
○一般土木工事、建築工事は、デジタルデータを活用した 鉄筋出来形での検査が可能。





試行状況(姫路市、津久見市、掛川市、余市町)

# デジタル技術導入により検査業務において時間削減



#### 工事特記仕様書への記載

- ○JS土木工事特記仕様書に「デジタルデータを活用した鉄 筋出来形計測の実施要領(案) 令和5年7月 国土交 通省 大臣官房技術調査課」を追加し、これに準じて実施 することができる旨を記載。
- ○JS建築工事特記仕様書に「官庁営繕事業の建設現場にお けるデジタルデータを活用した配筋検査試行要領 令和 5年3月 国土交通省 大臣官房官庁営繕部 | を追加し、 これに準じて試行することができる旨を記載。



# 6. BIM/CIMの活用

生産性向上の推進

- ・重点プロジェクトを選定して活用
  - 令和 8 年度にはBIM/CIM 活用の全面適用を目指して、「下水道BIMCIM活用方法」の試行検証を開始

# 「瑞穂市公共下水道アクアパークみずほ整備事業」におけるBIM/CIM活用

(別紙)

- ○これまでのBIM/CIM活用に関する知見を踏まえ、活用方法を「下水道BIM/CIM活用方法(案)」 に整理。JS(発注者)として要求する活用方法を明確にした。
- ○JS初のECI案件である瑞穂市プロジェクトでは、これから着手する設計・施工において、 <u>JSが求めるBIM/CIM活用の目的等を明確</u>にし、事業者との合意に基づき、円滑なBIM/CIM 活用に取り組む。

※【ECI方式(技術提案・交渉方式)】: 設計の段階から施工者が関与する方式。要求水準書において、BIM/CIM活用 を求めているが、具体的な実施内容を明記していないため、「下水道BIM/CIM活用方法(案)」に基づき、事前に活用 目的や実施方法などを合意するプロセスをとる。 「下水道BIM/CIM活用方法(第1版)」要求事項一覧 00 合意形成 01 現況把握 02 施設配置検討 03 設備等配置検討 04 施工検討 05 概算数量/金額算定 06 空間調整 下水道 BIM/CIM 活用方法 07 竣工状況記録 第1股 9程5年4月 08 デジタルデータ引渡 瑞穂市公共下水道アクアパークみずほ整備事業 日本下水道事業団 DX戦略部 下水道BIM/CIM活用(第1版) 【代表企業】 水ingエンジニアリング(株) 【構成員】 JS 事業者 (株)三水コンサルタント 事前協議•合意 大日本土木(株) TSUCHIYA株 (株)松野組 発注者情報要件(EIR) 実行計画(BEP) 事業者は、JSから提示されたEIRに JSとして、プロジェクトの対象施設や 基づき、活用内容及び必要となる 内容を考慮した要求事項を一覧 実行計画に基づき から選択して提示 リソース(ハード、ソフトなど)等を記載 BIM/CIM活用を実施 した実行計画を作成し、JSに提出

詳細は、「下水道BIM/CIM活用方法」を参照 https://www.jswa.go.jp/dx/pdf/BIMCIM-0428.pdf

# 6. BIM/CIMの活用

生産性向上の推進

拡充

・BIM/CIM活用の推進

「情報伝達の効率化による生産性の向上」を目的として、建設DX推進重点プロジェクトを継続

• 3次元モデルだけでなく目的に応じた適切な技術を使用し、過度な追加負担なく効果的に情報を共有し プロジェクト品質の向上を目的として、

「下水道BIM/CIM活用方法(第1版)」公表。

- 令和5年から重点プロジェクトを選定して試行。
- 受注者とBIM/CIM活用内容を協議し、合意した内容 を実施。



<活用による効果>

景観計画区域内かつ狭隘な敷地のため、景観や施設配置に配慮が必要であるため、**関係者間での合意形成の 迅速化**を達成。



下水道BIM/CIM活用方法(第1版) R5.4

 
 JS
 事前協議・ 合意
 受注者

 発注者情報要件 (EIR)
 実行計画 (BEP)

プロジェクトの対象施設や内容 JSから提示されたEIRに基づき、**活用内** を考慮して**活用内容を一覧から 容及び必要なリソース**(ハード、ソフト など)等を記載した実行計画を作成

実行計画に基づきBIM/CIM活用を実施



# 7. 書類のスリム化

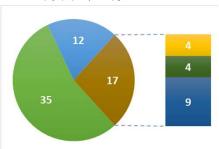
生産性向上の推進

新規

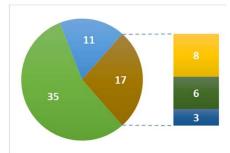
- ・工事関係書類の簡素化
  - ○工事関係書類を簡素化するとともに電子化および遠隔臨場やWEB会議の活用により受発注者間双 方の生産性向上を推進
    - →今後とも受注者からの意見をきき、さらなる簡素化を検討

# R6年度におけるJS工事書類の簡素化

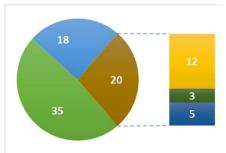
一般土木工事 簡素化率:約26%



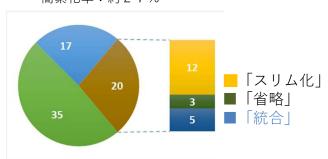
建築工事 簡素化率:約26%



機械設備工事 簡素化率:約27%



電気設備工事簡素化率:約27%



簡素化率 = (統合+省略+スリム化) ÷全体

- ■「スリム化」:添付資料の簡潔化
- ■「省略」:記載内容が、他の工事関係書類と重複している、又は記載することによる省略
- ■「統合」:書類の様式を廃止し、他の工事関係書類に記載
- 簡素化が困難な工事関係書類
- 工事請負契約等で提出が求められている工事関係書類

# ※基本事項

- ・工事関係書類は、「JS-INSPIRE」を活用した電子データでの管理を目指す。
- ・添付資料は、簡素化に努める。
- ・JS監督員は、**受注者に過度な説明資料の作成や添付を求めない**。
- ・打合せは、電子データを有効に活用する。

# ただし、

- ・法令等に規定されている書類の作成は適正に行う。
- ・受注者の社内で必要とされる工事関係書類の作成を妨げない。

# ※契約済の建設工事での対応

- ・「スリム化」を積極的に推進。 例 カタログ等、監督職員が**入手可能な資料の コピーは添付しない**。
- ・「JS-INSPIRE」を活用した電子データでの管理 を目指す。
- ・打合せは、電子データを有効に活用。

# Fapan Sewage Works Agency



# 7. 書類のスリム化

生産性向上の推進

新規

・機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化(試行)

### ○試行内容

- ・提出する書類等を簡素化し、電子データで提出。
- ・工事完成後に必要となる書類等については従来どおり完成 図書として提出。

「承諾申請書」の作成に要する 業務量の削減・平準化を目指す。

○対象図書

「機器設計製作図書」、「施工設計図書」。

○対象工事

予定価格が3億円(税込)以上の工事 ただし、デザイン・ビルドおよび低入札の調査を経て落札 に至った工事を除く。

○適用

令和6年4月1日以降に公告する工事から適用。

○今後の対応

**令和8年度からの全工事での適用**を目指して、受発注者の 担当者にヒアリングを行いバージョンアップを図る。 ○運用方法:「機器設計製作図書」の場合

# 承諾申請書の構成を協議



• 目次(提出図面、書類等の構成が確認できるもの)を用いて提出する書類を協議。

### 承諾申請書の提出

- 提出書類は、PDFに変換。
- 提出書類は、機器単位、目次 の各項目毎にまとめる。
- ・提出は、「JS-INSPIRE」を 活用。





機器A 目次 機器・製作仕様対比表 機器製作仕様書 機器詳細図:全体組立図 監督職員が提出を求めた図面



主要機器設計計算書

PDFファイルのまとめ方 (例)

# 打合せ



機器設計製作打合 せ議事録の提出

- 原則、WEB会議で実施。
- 資料は、「JS-INSPIRE」上 に保存された電子データを活 用。



# 7. 書類のスリム化

生産性向上の推進

- ・工事関係書類簡素化ガイド(案)の改定
- ○簡素化の具体例を追記
- 〇JS監督職員に留意事項を周知するため、各職種の工事関係書類の簡素化ガイド(案)に「発注者側からの誤った指摘事例」を追記



# 簡素化の具体例(例)

# 工事記録写真帳の印刷回数を最大3回から1回に削減

- ・工事記録写真を電子データで管理するため、JS監督職員は整 理された写真をパソコン等で確認。
- ・出来高確認の寸法等は、写真で確認できれば改めて写真外に 寸法を記載する必要はない。
- ・完成検査では、原本(電子媒体)及び写真1部を提出。

≪工事期間中≫ JS監督職員が印刷された写真 帳①で確認



≪完成検査前≫ JS監督職員の修正指示を反映 した写真帳②を印刷



≪完成検査≫ JS検査員が写真帳の修正を指 示



≪完成検査後≫ JS検査員の修正時を反映した 写真帳③を印刷

≪完成検査後≫ JS検査員の修正時を反映した 写真帳(1)を印刷

≪工事期間中≫

JS監督職員が写真をパソコン

**4** 

≪完成検査前≫

JS監督職員が写真をパソコン

**1** 

≪完成検査時≫

JS検査員が写真をパソコンで

**1** 

で確認して修正を指示

確認して修正を指示

改定後 工事記録写真帳の印刷回数削減 (イメージ)

で確認

# 発注者側からの誤った指摘事例(例)

JS工事で想定される発注者側からの誤った指摘記事例及び指摘に対 する工事関係書類簡素化ガイド(案)に基づいた対応を記載。

(下記は追記された事例の一部)

①簡素化ガイド(案)の目的に明らかに逆行、もしくは記載内容に 明らかに反する指摘事例

事例1)

- ★段階確認、確認・立会について、設計図書に記載の無い内 容の確認・立会を要求された。
- ○設計図書を基本とし、施工計画書作成段階で、受発注者で 必要な工種、頻度等を確認してください。

事例 2)

- ★工事履行報告書に、実施工程表を添付するよう要求された。
- ◯実施工程表は提出不要としているため、工事履行報告書への 添付は不要です。
- ②発注者側での都合のいい解釈や、作業の手戻りが生じ、過度な負 担となる事例

事例1)

- ★提出が不要な書類だが、「作成しているものがあれば欲し い」と言われ実質提出となった。
- ○たとえ提示であっても、設計図書にて「提示」するよう指 定のない書類は提示不要です。



# 8. 民間技術者向け研修の充実

担い手の育成・確保

令和5年7月、11月に実施

- ・土木・建築におけるオンライン研修の実施
- JS研修センターが実施するライブによりインターネットの仕組み等を用い、パソコンやスマートフォン等 を通じて、集合せず受講できる研修

従来の対面方式の研修では、参加することが難しかった**業務の都合上職場を離れることが難しい方**でも受講す ることが可能

> 処理場施設等(土木)の施工管理の実務 処理場施設等(建築)の施工管理の実務 (全国十木施工管理技十会連合会 継続教育「CPDS」プログラム認定)

#### ○研修対象者

- JSの土木建築工事を受注している建設会社等で、現場代理人、監 理技術者、主任技術者等(以下『監理技術者等』という。)。
- 現在、JSに登録されている土木建築工事の登録建設会社において 、監理技術者等の資格を有する。

#### ○研修目標

・実績等に基づく**JS独自のノウハウを提供**することにより、良質な 出来形及び施工 管理に努め、質の高い工事目的物の完成を目指した 施工管理技術を短期間で習得する。

# ○特典

- 研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書 」に本研修を修了した旨を明記することが可能。
- 工事施工年度もしくは契約年度前1年以内に、本研修を受講した者が 現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した 場合、工事成績評定点の加点要素となる。

JS品質確保研修 (土木) JS品質確保研修 (建築) (全国十木施工管理技十会連合会 継続教育「CPDS」プログラム認定)

#### ○研修対象者

• JSの土木建築工事を受注している、もしくは競争入札参加を希望 している建設会社等の技術者。

#### ○研修目標

・他の分野の土木建築工事の実績、知識を持っているが、**下水道施設の** 知識、経験に乏しい方を対象として、下水道施設に特有の構造、現象 等を理解し、受注工事の品質確保について短期間で習得する。

#### ○特典

- 「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修 了した旨を明記することが可能。
- 日本下水道事業団が発注する総合評価方式による入札において、**評価** 項目「配置予定技術者の継続教育 (CPD)単位の取得」の評価の加算 要素となる。

#### 【問い合わせ先】

〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目5141

日本下水道事業団研修センター研修企画課

電話048-421-2692 Mail:js-kensyu.c@jswa.go.jp



# 8. 民間技術者向け研修の充実

担い手の育成・確保

継続

- ・一般土木工事・建築工事におけるオンライン研修:令和6年10月、11月に実施
  - JS研修センターが実施するライブによりインターネットの仕組み等を用い、パソコンやスマートフォン 等を通じて、集合せず受講できる研修
  - 従来の対面方式の研修では参加することが難しかった業務の都合上職場を離れることが難しい方でも受 講することが可能
  - 対面研修同様、研修修了者には特典を付与
  - ホームページを大幅にリニューアルしオンラインで応募可能(JS-INSPIREによるPR実施)

処理場施設等(土木)の施工管理の実務 処理場施設等(建築)の施工管理の実務 (全国土木施工管理技士会連合会 継続教育「CPDSIプログラム認定)

#### ○研修対象者

- JSの十木建築工事を受注している建設会社等で、現場代理人、監 理技術者、主任技術者等(以下『監理技術者等』という。)。
- 現在、 J S に登録されている十木建築工事の登録建設会社において 、監理技術者等の資格を有する。

# ○研修目標

実績等に基づくJS独自のノウハウを提供することにより、良質な 出来形及び施工 管理に努め、質の高い工事目的物の完成を目指した 施工管理技術を短期間で習得する。

#### ○特典

- 研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書 」に本研修を修了した旨を明記することが可能。
- ・工事施工年度もしくは契約年度前1年以内に、本研修を受講した者が 現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した 場合、工事成績評定点の加点要素となる。

JS品質確保研修 (土木) JS品質確保研修 (建築) (全国土木施工管理技士会連合会 継続教育「CPDSIプログラム認定)

#### ○研修対象者

JSの十木建築工事を受注している、もしくは競争入札参加を希望 している建設会社等の技術者。

#### ○研修目標

• 他の分野の土木建築工事の実績、知識を持っているが、**下水道施設の** 知識、経験に乏しい方を対象として、下水道施設に特有の構造、現象 等を理解し、受注工事の品質確保について短期間で習得する。

#### ○特典

- 「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修 了した旨を明記することが可能。
- 日本下水道事業団が発注する総合評価方式による入札において、**評価** 項目「配置予定技術者の継続教育 (CPD)単位の取得」の評価の加算 要素となる。

#### 【問い合わせ先】

〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目5141

日本下水道事業団研修センター研修企画課

Mail:js-kensyu.c@jswa.go.jp 電話048-421-2692



担い手の育成・確保

新規

拡充

- ・一般土木工事における競争参加資格(配置予定技術者)の要件緩和
- ・建築工事における競争参加資格(配置予定技術者)の要件緩和
- ・機械設備工事における競争参加資格(配置予定技術者)の要件緩和
- ・電気設備工事における競争参加資格(配置予定技術者)の要件緩和

# 一般土木工事

○工事経験の対象期間は 「過去15年間」を**期間を設定せず「過去に** 経験」と緩和。

# 建築工事

- ○工事経験の対象期間は 「過去15年間」を期間を設定せず「過去に経験」と緩和。
- ○耐震改修工事の構造種別は**鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造まで拡大**。

# 機械設備工事

- ○主任(監理)技術者に求められる工事経験
  - ・POD※における工事経験の適用拡大。
  - ・公共施設で請負代金額の要件緩和。
- ○設計担当技術者に求められる設計経験
  - ・PODにおける設計経験の適用拡大。

#### 電気設備工事

- ○主任(監理)技術者に求められる工事経験
  - ・公共施設で請負代金額の要件緩和。

- ※ プレハブ式オキシデーションディッチ:各施設の主構造を工場で製作されたプレハブ鉄筋コンクリート部材を使用。
  - ※従来からの要件緩和策 **主任(監理)技術者の現場工事経験に関する要件緩和**(すべての工事に適用)
  - ・主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が入札公告で求める工事経験を有していない場合は、別に**工事経** 験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事の工事経験とすることが できます。
  - ・この場合の担当技術者は、非専任とすることができますが、専任する場合は担当技術者(現場代理人でも可) をCORINSに登録してください。



担い手の育成・確保

- ②機械設備工事及び電気設備工事における競争参加資格(配置予定技術者)の要件緩和
- ③配置予定技術者における審査対象期間の緩和

#### 機械設備工事

- 〇主仟(監理)技術者
  - 現場工事経験

工事内容等から、現場工事経験を「下水道法のポンプ場又は処 理場に係る機械設備工事、又は公共施設で請負工事が2,500万 **冊**以上の機械設備工事の工事経験 | とする条件を緩和

- ○設計担当技術者
  - ・資格:実務年数を短縮するとともに、下水道にかかる資格を 資格要件として追加等の緩和

#### 令和7年3月31日までに公告する工事

- ①水道施設工事業又は機械器具設置工事業 ①大学において機械工学科又はこれに相当 (高等専門学校を含む。) 卒業後3.0年以上 の機械設備の設計経験 の機械設備の設計実務経験
- に係る主任技術者に準じる学科を修め高等 学校(中等教育学校を含む。) 卒業後5年以 設計経験 トの機械設備の設計実務経験
- に係る10年以上の機械設備の設計経験
- ④ 監理技術者資格者証(機)

#### 令和7年4月1日以降に公告する工事

- に係る主任技術者に準じる学科を修め大学 する学科を卒業した者であって、1.5年以上
- ②短期大学若しくは高等専門学校において ②水道施設工事業又は機械器具設置工事業 機械科又はこれに相当する課程を修めて卒 業した者であって、**2.5年**以上の機械設備の
- ③高等学校において機械科又はこれに相当 ③水道施設工事業又は機械器具設置工事業 する課程を修めて卒業した者であって、3.5 年以上の機械設備の設計経験
  - ④下水道技術検定(第1種又は第2種)を有 する者であって、0.5年以上の機械設備の設
  - ⑤監理技術者資格者証(水又は機)を有す る者であって、**1.5年以上**の機械設備の設計
  - ⑥技術士 (機械部門)
  - ⑦水道施設工事業又は機械器具設置工事業 に係る5年以上の機械設備の設計経験

• 設計経験

工事内容等から、設計担当技術者に設計経験を求めないことが できる制度を新たに制定

### 電気設備工事

- 〇主任(監理)技術者
  - · 現場工事経験 工事内容等から、現場工事経験を「下水道法のポンプ場又は 処理場に係る電気設備工事、又は公共施設で請負工事が2,500 **万円**以上の電気設備工事の工事経験 | とする条件を緩和
- ○設計担当技術者
  - 設計経験 工事内容等から、設計担当技術者に設計経験を求めないこと ができる制度を新たに制定

# 配置予定技術者における審査対象期間の緩和

- ○配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむ を得ない事情により休業を取得していた場合、原則、休業期間ま たは従事期間に相当する期間を審査対象期間に加える
- ○対象工事は、機械設備工事及び電気設備工事



※土木工事及び建築工事について は、審査対象期間を「過去」と しているため緩和の対象外とな ります。

審査対象期間緩和イメージ図

Japan Tewage Works Agency



担い手の育成・確保

・同一の現場代理人および監理技術者が管理できる範囲の拡大

# 現場代理人

- ○常駐規定を緩和できる場合
- (1)又は(2)に該当する場合について、この規定を緩和
- (1)常駐を必要としない期間
  - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
  - ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調 査等により、工事を全面的に一時中止している期間
  - ③ 工場製作のみが行われている期間
  - ④ 完成検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている 期間
- (2)JSが発注した工事又は国、都道府県および市町村が発注した工事 において**当該発注機関の契約職が常駐規定の緩和を認めた工事**
- ○現場代理人が兼務できる場合

常駐規定を緩和できる場合、(1)から(3)を全て満たすことにより 常駐規定が緩和されて、他の工事の現場代理人と兼務が可能。

- (1)工事件数: 2件まで
- (2)工事現場間の距離
  - ①主任技術者を専任で配置する必要のない工事においては、工事 現場相互の距離が10km程度
  - ②主任技術者を専任で配置する工事のうち同一の主任技術者の兼務が認められた工事においては、工事現場相互の距離が10km程度
  - ③<u>監理技術者を専任で配置するJS発注工事のうち、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合</u>
- (3)その他
  - ① 必ずいずれかの工事現場に駐在
  - ② 監督員と連絡が取れるよう連絡員を配置

# 監理技術者

○専任を緩和できる場合

同一あるいは別々の発注者が同一の建設業者と締結する契約工期 の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、<u>それぞれ</u> <u>の工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物</u>で全ての発注者 から同一工事として取り扱うことについて<u>書面による承諾</u>を得た 場合

表 工事種別ごとの同一の建築物又は連続する工作物の考え方

工事種別	同一の建築物又は 連続する工作物	例
一般土木	構造的または機能 的に一体の施設	管理施設、沈砂池施設、水処理施 設(分配槽~放流渠)、汚泥処理 施設
建築	同じ建築物の場合	管理棟、汚泥脱水機棟
機械設備	発注区分が同じ	ポンプ設備、送風機設備、水処理 設備、汚泥処理設備
電気設備	発注区分が同じ	電気設備、特高受変電設備

注)現場代理人の兼務については、低入札価格調査制度実施要領で 定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事を除きます。

Japan Sewage Works Agency



担い手の育成・確保

- ・設計業務委託における資格に係る実務経験年数の緩和
- ○職種が建築において、卒業学科等毎の実務経験年数を緩和。

bП.	押坦	13	1	プ塩	

#### 赤文字:令和7年6月1日以降の公告に適用する改定内容

							建築	
	職種		土木	機械	電気	技術的援助 <sup>※1</sup> の担当技術者	実施設計 <sup>※2</sup> の 担当技術者及び照査 技術者 <sup>※3</sup>	
	卒業学科等	土木	工学科等	機械工学科等	電気工学科	建築学科等	-	
+*144		下水道工学履修	下水道工学履修せず		HE 24 - 1 11	XL 24. 11. 4		
技術士試験合格者	(上下水道部門下水道科目選択)			0年以上				
KM I KW I II I	(各職種の部門)			1.5年以上				
大学院	5年以上在学卒業・修了	0.5年以上						
7. T. P. L.	1年以上在学卒業・修了	0.5年以上		1 5年1	r L			
大学院専攻科	1年以上在学卒業・修了	0.5年以上		1.5年以上				
大学卒		1年以上	1年以上					
豆大専攻科	1年以上在学卒業・修了		2年以上					
短大・高専卒								
中央工学校下水道土;								
		2.5年以上					_	
主建研修センター国: 明倫館国土建設学院:	土建設学院上下水道工学科卒業	-						
ガ無路国工建取子院 高校・中学卒	水工工水工子科平来	3						
■仪・中子平 その他		3.5年以上 5年以上					+	
	100 A.C	5年以上 2.5年以上					-	
国土交通大臣指定講	智終「者^*			2.5年以上			-	
技術検定1種合格者 技術検定2種合格者		-	9	).5年以上				
					20			
外国の学校			相当区分	分に該当する年勢	<b>X</b>			
一級建築士			=			0年以上	1.5年以上	
	第1種				1.5年以上			
電気主任技術者	第2種		-		2.5年以上	_	_	
	第3種				3.5年以上			

※1:技術的援助の業務分類:下水道計画設計業務、下水道等終末処理場及びポンプ場耐震診断業務、下水道等管渠耐震診断業務、下水道等終末処理場及びポンプ場再構築基本設計 (実施計画)業務(改築診断、改築実施計画、劣化診断又は機能検査を含む。)、下水道等管渠再構築基本設計(実施計画)業務(改築診断、改築実施計画、劣化診断又は機能検査を含む。)

※2:実施設計の業務分類:下水道終末処理揚実施設計業務(OD法及びPOD法を除く。) 、下水道終末処理場実施設計業務(OD法及びPOD法に限る。)、下水道ポンプ場実施設計業 務(汚水のみを除く。)、下水道ポンプ場実施設計業務(汚水のみに限る。)、下水道管渠実施設計業務(開削工法を除く。)、下水道管渠実施設計 業務(開削工法に限る。)

※3:技術的援助、実施設計の照査担当技術者とする。

※4: ①国土交通大学校が行う専門課程下水道科研修

②日本下水道協会が行う下水道監督管理等資格者講習会

③日本下水道事業団が行う下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会

(備者)

1) 職種を超えて他職種へ従事する場合は、上記の表と同様の実績が認められた場合とする。

また、その場合は、事務所の参加資格登録にて職種変更を行った場合のみ有効とし、同一年度での再度の職種変更は認めない。



担い手の育成・確保

- ・設計業務委託における資格に係る要件緩和
- ○技術者毎の主な資格要件の緩和

赤文字:令和7年6月1日以降の公告に適用する改定内容

業務委託	の種別			管理技	術者にお	ける資格要件	
未切女的	マン 作主力・1		令和7年6月1日以	降の公告に適用		令和7年5月31日までの公告に通	<b></b>
・基本計画策定業務委託 ・終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断調査 ・終末処理場・ポンプ場ストックマネジメン 業務委託 ・終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託	査業務委託 ノト実施方	①技術士	のいずれかを満足す <sup>※1</sup> の資格を有する ( <b>専門技術部門:</b> ⁻			①を満足するもの ①技術士の資格を有する	
業務系託の種別	中 活		担当	技術者における資	資格要件		

学改委託の徒別	職種	担当技術者における資格要件				
業務委託の種別	11187里	令和7年6月1日以降の公告に適用	令和7年5月31日までの公告に適用			
・基本計画策定業務委託 (職種は限定せず、担当技術 者を1名配置)	共通	<ul><li>①又は②を満たすもの</li><li>①技術士の資格を有する</li><li>②下水道技術検定第1種を有する</li></ul>	①又は②を満たすもの ①技術士の資格を有する ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」 <sup>※2</sup> で 定める年数以上の実務経験 <sup>※3</sup> を有する			
・終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断 調査業務委託		①を満たすもの ①管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」 で定める年数以上の実務経験を有する	①又は②を満たすもの ①一級建築士かつ技術士の資格を有する ②一級建築士の資格を有するものかつ管理技術者、担当技術者若しくは 照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の実務経験を有する			
・終末処理場・ポンプ場ストックマネジ メント実施方針(全体計画及び実施計画) 策定業務委託	建築		①又は②を満たすもの ①技術士の資格を有する ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定 める年数以上の実務経験を有する			
・終末処理場・ポンプ場実施設計 業務委託		①及び②を満たすもの ①一級建築士の資格を有する ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」 で定める年数以上の実務経験を有する	①又は②を満たすもの ①一級建築士かつ技術士の資格を有する ②一級建築士の資格を有するものかつ管理技術者、担当技術者若しくは 照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の実務経験を有する			

<b>光双壬ゴの任</b> 則	啦红	照査技術者における資格要件				
業務委託の種別	職種	令和7年6月1日以降の公告に適用	令和7年5月31日までの公告に適用			
・終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断調査業務委託		①及び②を満足するもの	①及び②を満足するもの			
・終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント実施方針(全体	建築	①1級建築士	①1級建築士			
計画及び実施計画)策定業務委託	连来	②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として1.5年	②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以			
・終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託		以上の実務経験を有する	上の実務経験を有する			

※1 技 術 士 :「技術士(上下水道部門(下水道)又は総合技術監理部門(上下水道-下水道)」を示します。

※2 「運用基準」:「公募型競争入札方式等における担当技術職員の実務経験に係る運用基準」を示します。

※3 実務経験:下水道事業若しくは農業集落排水等類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を

除く。) の業務に限ります。

Japan Sewage Works Agency



JS工事の魅力向上の取組

新規

拡充

- ・一般土木工事における競争参加資格(施工実績)の要件緩和
- ・建築工事における競争参加資格(施工実績)の要件緩和
- ・機械設備工事における競争参加資格(施工実績)の要件緩和
- ・電気設備工事における競争参加資格(施工実績)の要件緩和

# 一般土木工事

○施工実績の対象期間は 「過去15年間」を**期間を設定せず「過去に経験」に緩和**。

### 建築工事

- ○工事経験の対象期間は 「過去15年間」から<u>期間を設定せず「過去に」に緩和</u>。
- ○新設・増築工事は、<u>「地下階」を階数から除外</u>。
- ○<u>延べ面積が500m²以下の新設・増築工事は、</u>工事経験として**建物規模が不要**。
- ○耐震改修工事の構造種別は**鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄 骨造まで拡大**。

# 機械設備工事

- ○工事諸元等における**施工実績水量等を一部緩和**。
- ○発注ロッド拡大のため**設備種別の合体要件を緩和**。

### 電気設備工事

○発注ロッド拡大のため**対象工事に基づく合体要件を緩和**。



JS工事の魅力向上の取組

新規

拡充

- ・工事施工調整会議(以下、「三者会議」という。)は、工事の品質確保及び円滑な工事執行を推進するため、「発注者」である日本下水道事業団、工事受注者である「施工者」及び当該工事の設計を実施した建設コンサルタントの 「設計者」の三者が一堂に会し、重要事項の伝達、情報共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等 を行う場として開催
- ・従来からの対象工事を指定した「発注者指定方式」の三者会議に加えて、<u>対象工事外であっても施工者から設計図書照査後に書面にて三者会議の開催要請があった場合、受発注者間の協議により三者会議の開催を可能とする「施工者</u>要請方式」を適用し運用拡大(令和6年10月1日以降に公告する工事特記仕様書に記載)
- ・「施工者要請方式」は施工者から開催要請があった場合、適用日より前に公告された既契約工事等も同様に取扱う

#### 〇実施方式

### 「発注者指定方式」

大規模、高難易度等の工事を対象とし、発注者が三者会議 の対象工事を選定し開催

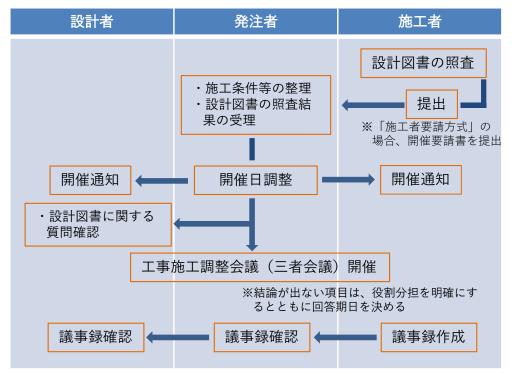
# 「施工者要請方式」

施工者が設計図書照査結果に基づき書面にて三者会議の開催を要請し、受発注者間の協議により開催

# ○運営方法

- 施工者は、工事契約後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、特に工事請負契約書第18条(条件変更等) 第1項第四号、五号の内容を整理して、三者会議の開催希望時期、照査結果及び確認事項等を発注者へ提出する
- 会議資料の作成は簡素化を図るため、既存資料等による会議開催に努め、過度な資料作成は要求しない。
- 会議はTVモニター、パソコン等を活用したペーパーレス に努める
- 運用方針の詳細についてはJSホームページで公開 https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/youshiki/pdf/Z19.pdf

# ○実施フロー



※開催回数は1回を基本とするが、発注者が必要と判断した場合又は施工者が要請した場合、協議により決定する。

Fapan Sewage Works Agency



JS工事の魅力向上の取組

・一般土木工事、建築工事における入札説明書等の施工条件明示拡大

#### 一般土木工事

- ○国土交通省の工事工種体系に移行し、仮設工等を含め積算に係る 全ての現場・施工条件の明示を拡充
  - ①設計書のJS独自の階層構成から**国土交通省の工事工種体系に 準ずる階層構成に改定**
  - ②金抜設計書を工事数量総括表に改定
  - ③見積参考資料には積算条件を全て明示



#### 契約内容の明確化及び受発注者間の共通認識の形成促進

項	i目	形状		単位	数量
均しコンクリー		無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ 車打設 生コン:18-8-40(高炉) - 養生なし - ½延長無し	王送管	m3	1
		令和6年度までに公告された工事の見積参考資料			
		全ての現場・施工	条件等	⊊を明	示
工事区分・	工種・種類	別・細別・規格・歩掛	単位	数量	摘要
均しコ	コンクリート コン	クリート規格:18-8-40 (高炉),敷厚:10cm	m2	100	
		i別:無筋・鉄筋構造物 Q02打設工法:コンウリートボンプ車打設 Q03コンクリート規 (高炉) Q04敷厚:10cm Q05コンクリート費:コンウリート Q06型枠費:型枠			
コン	クリート				
J01構造物種別:無筋・鉄筋構造物 J02打設工法:コンクリートボンプ 車打設 J03コンクリート規格:18- 8-40(高炉)J04設計日打設量:10m3以上100m3未満 J05養生工の種類:養生無し J06圧 m3 10 送管延長距離区分:延長無し J13費用の内訳:全ての費用					
型	枠				
J(	01型枠の種	類:一般型枠 J02構造物の種類:鉄筋・無筋構造物	m2	4	
		令和7年度から公告される工事の見積参考資料 積算条件を全て明示した見積参考資料(例)			

○概略工程表の作成に「工期設定支援システム」を活用することで、<u>一</u> 般土木工事の積算内容に基づいた工事工程を提示

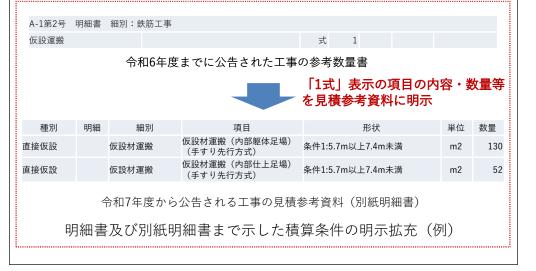


#### 建築工事

○参考数量を明細書から見積参考資料に改め、明細書及び別紙明細書まで示し積算条件の明示を拡充



#### 契約内容の明確化及び受発注者間の共通認識の形成促進



#### (備考)

・本取組については令和7年4月1日以降に公告する工事から、順次、 適用工事を拡大します。



JS工事の魅力向上の取組

・建設工事における総合評価落札方式 の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し

「担い手の育成、確保」、「働き方改革の取組強化」、「品質確保」の観点から<u>価格点の算定方法</u>、<u>評価項目と評価基準</u>等の見直し



#### 1. 価格点の算定方法

○落札率が低い工事において工事成績評定点が低い傾向が見られることから、入札価格が調査 基準価格を下回る場合には価格点を減ずる算出方法を適用

入札価格帯	評価	i値の考え方	算定方式		
・予定価格					
価格競争の原則	J V C DC 7	が低いほど価格 :高く評価	価格評価点=(10/(100-b))× (100-a)		
・調査基準価格					
施工体制が確保 ない恐れがある		が低いほど価格 :低く評価	価格評価点= (10/ (b-c) ) × (a-c)		
・施工体制が著しく確保	呆されない恐れがある	る価格			
施工体制が著し されない恐れが		i点を付与しない	価格評価点=0点		
14.0 ③の範囲 12.0 10.0 10.0 4.0 経理 6.0 4.0 確保されない恐れがある価格での入れ率 0.0 70.0 75.0	②の範囲 80.0 85.0	①の範囲 調査基準価格での 入札率 90.0 95.0 100	a= (入札価格/予定価格) ×100 b= (調査基準価格/予定価格) ×100 c= (施工体制が著しく確保されない 恐れがある価格/予定価格) ×100		

#### 2. 評価項目と評価基準

- 2.1 技術提案の評価項目及び評価基準
  - ・技術提案及び施工計画の技術提案を評価できるよう見直す
- 2.2 企業の施工能力等に関する評価項目

評価項目	改定内容
企業の工事成績	・工事成績評定点(平均点)の付与を60点以上から70点以上に見直す
優良工事表彰・優良施工業者	・一般土木工事及び建築工事については、表彰実績の評価対象を当該委 託団体、当該委託団体が所在する都道府県・国土交通省地方整備局等 まで拡大
「労務費見積り尊重宣言」 促進モデル工事	・施工計画審査型及び技術提案審査型では、一般土木工事及び建築工事 について「労務費見積り尊重宣言」を公表している企業を評価
若手技術者(40歳以下)又は 女性技術者の配置および資格	・資格取得・継続教育への取組を評価

2.3 企業の信頼性・社会性

	改定内容
委託団体との災害協定又は災	・災害活動の実績について下水道施設に限らず河川、道路等まで評価対
害活動実績	象を拡大

2.4 配置予定技術者の施工能力

	改定内容
工事成績	・工事成績評定点(平均点)の付与を65点以上から70 点以上に見直す

#### 3. その他

- 3.1 技術者の審査対象期間の緩和
- 注) 各工事の具体な評価項目と評価基準については、入札説明書で確認してください。



JS工事の魅力向上の取組

- ・設計業務委託における低入札価格調査基準の改定
- ○低入札調査基準価格の算定に使用する諸経費の算定率を改定。
- ○低入札価格調査基準の範囲を改定。

# 低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定一覧

#### 赤文字:令和7年6月1日以降の公告に適用する改定内容

対象業務	項目	令和7年6月1日以降 の公告に適用	令和7年5月31日ま での公告に適用
	設定範囲	60% <b>~81%</b>	60%~80%
	直接人件費	×1.00	×1.00
建設コンサル タント業務	直接経費	×1.00	×1.00
	その他原価	×0.90	×0.90
	一般管理費等	×0.50	× 0.48
	設定範囲	2/3~85%	2/3~85%
	直接調査費	×1.00	×1.00
地質調査 業務	間接調査費	×0.90	×0.90
	解析等調査業務費	×0.80	×0.80
	諸経費	× <b>0.50</b>	× 0.48

対象業務	項目	令和7年6月1日以降 の公告に適用	令和7年5月31日ま での公告に適用
	設定範囲	60%~82%	60%~82%
测导类数	直接測量費	×1.00	× 1.00
測量業務	測量調査費	×1.00	×1.00
	諸経費	×0.50	× 0.48
	設定範囲	60% <b>~81%</b>	60%~80%
	直接業務費	×1.00	×1.00
維持管理	直接経費	×1.00	× 1.00
業務	技術経費	× 0.90	× 0.90
	間接業務費	×0.50	× 0.45
	諸経費	×0.50	× 0.45



# 実務経験における「審査対象期間の緩和」

# 令和7年6月1日以降に公告する設計業務委託

#### 契約方式毎における「審査対象期間の緩和」の対象となる技術職員

	一般競争入札	プロポーザル方式	総合評価方式
管理技術者	<b>対象</b> <sup>注1)</sup>	<b>対象</b> <sup>注2)</sup>	<b>対象</b> <sup>注3)</sup>
主な担当技術者	_	<b>対象</b> <sup>注4)</sup>	<b>対象</b> 注5)
担当技術者	_	_	_
照査技術者	_	_	_

- 注1)競争参加資格での「当該業務の実施体制」(以下、「競争参加資格」という。)が対象。
- 注2)競争参加資格及び技術提案書の評価基準での「過去5年間の同種業務の経験 |および「過去2年間の業務成績」が対象。
- 注3)競争参加資格及び総合評価の技術点での「技術力(実績および業務成績) が対象。
- 注4)技術提案書の評価基準での「過去5年間の同種業務の経験」および「過去2年間の業務成績」が対象。
- 注5)総合評価の技術点での「技術力(実績および業務成績)」が対象。

令和7年5月31日までに公告する工事				
	審査対象期間(5年)			
	出産・育児等 による休業			
	休業期間も審査対象期間に含まれている			
令和7年6月	月1日以降に公告する工事 審査対象期間(5年)+休業期間(1年間)	準日		
1年間	審査対象期間(5年)			
追加	   出産・育児等   による休業			
	休業期間に相当する期間を審査対象期間に追加			
	審査対象期間に出産・育児等で休業していた場合の例			

〇配置予定技術者の能力等における審査において、配置予定技術者 が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により 休業を取得していた場合には、原則、休業期間または従事期間に相 当する期間を審査対象期間に加える。

制度	定義	期間	備考	対象
産前休業	出産予定日の6週間前(双 子以上の場合は14週間 前)から請求すれば取得で きる休業	6週間 (14週間)		0
産後休業	出産の翌日から8週間は就業することができない。 産後6週間経過後、医師が認めた場合は、請求することにより就業できる	8週間		0
育児休業	1歳に満たない子を養育す るための休業	1年	事前の申し出が必要	0
介護休業	要介護状態にある対象家族 を介護するための休業	対象家族1人につき 通算93日まで	事前の申し出 が必要	0
介護休暇	要介護状態にある対象家族 を介護、その他の世話をす るために単発で取れる休暇	5日/年(対象家族 が2人以上の場合は 10日/年)	時間単位の取 得も可能	×
子の看護 休暇	小学校就学の始期に徹する までの子の看護等のための 休暇	5日/年(対象家族 が2人以上の場合は 10日/年)	時間単位の取 得も可能	×

### 審査対象に加える期間

対 象 項 目	休業期間	審査対象期間に加える期間
産前休業・産後休業・	1年未満	1年
育児休業・介護休業	1年以上2年未満	2年
	2年以上3年未満	3年



# 11. 施工の立場に立った発注予定工事の公表

# JS工事の魅力向上の取組

令和5年度内に実施

- ・発注予定工事の年間公表回数の増加【4回/年(4,7,10,1月)→7回/年(3,5,6,7,8,10,1月)】
- ・土木・建築の発注予定工事一覧での公表内容の充実(令和6年1月公表より)
- ・ 公表時期の前倒し

技術者、資機材等の手配を効率的に行えるように 応札しやすい発注情報に改善

① 発注予定工事の年間公表回数の増加

# 変更内容

- · 4回/年(4,7,10,1月) →7回/年(3,5,6,7,8,10,1月)
- ② 土木・建築の発注予定工事一覧での公表内容の充実

# 変更内容

- ・ Bランクの全体工事費を2つに細分化
- ・ Cランクの全体工事費を3つに細分化
- ・発注区分表を追加し、入札参加者の詳細を明示
- ③公表時期の前倒し

# 変更内容

· 例年4月末公表→前年度3月公表

発注予定工事一覧は、「注予定工事一覧・指名停止措置状況」を参照 https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/sonota.html

# 発注区分表(土建)

			707± <b>—</b> 73 2	• • – •	,	
公表		等級	等級 全体工事費	施工難易度		
三分		区分	(税込)	低	哥	極めて高
А		А	22.8億円未満 12億円以上	単 A 単 B	単 A A B A C	単 A A B A C
В1		В	12億円未満 7.5億円以上	単 A 単 B	単 A B C B C C	単 A A B A C 単 B B C B C'
B2			7.5億円未満 5億円以上	単 B 単 C	単B 単B' BC、BC' B'C'	単B B C B C'
C1			5億円未満 3億円以上		Š	単 B 単 B '
C2		С	3億円未満 1.0億円以上	単C	単 C C C C C'	В С В С'
СЗ	3		1.0億円未満 0.5億円以上			B'C B'C'
D		D	0.5億円未満	単D	単D	単C

#### ※ 有資格業者の等級基準

- A:一般土木1,700点(総合点数)以上・建築1,700点(総合点数)以上
- B:一般土木1,200点(総合点数)・建築1,250点(総合点数)以上
- B': 経営事項評価点数が1.000点以上のC
- C:一般土木800点(総合点数)·建築750点(総合点数)以上
- C': 経営事項評価点数が土木750点・建築700点以上の D (ただし、C'は流域下水道には適用しない。)
- D:一般土木800点(総合点数)·建築750点(総合点数)未満



# 参考資料

下線を施した箇所:令和6年4月11日訂正

JS工事の魅力向上の取組

- ・労務単価の特例処置
- ·WTO価格改定
- ・総合評価施工体制確認型における<u>施工体制が著しく確保されないおそれがある価格</u>の改定

### 労務単価の特例処置

# ○処置の概要

新労務単価の決定に伴い、工事請負契約書第 61 条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の 変更の協議を請求することができます。

○対象工事

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、委託団体と協議し了解を得たもの。

○労務単価の特例処置の詳細

https://www.jswa.go.jp/topics/2024pdf/20240229kisya.pdf

# WTO価格改定

「政府調達に関する協定(WTO)」の基準額の見直しを受けて、JSの一般競争入札(大規模調達契約基準額)の改定。

表 JSの一般競争入札 (大規模調達契約基準額) の改定内容

		(枕込)
	旧(R4~R5年度)	新(R6~R7年度)
建設工事	22億8,000万円	27億2,000万円
設計業務	2億2,000万円	2億7,000万円

# 総合評価施工体制確認型における**施工体制が** 著しく確保されないおそれがある価格の改定

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」の一部改正を受けて、JSとして総合評価落札方式の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格を改定。

		適用	事 率	
	一般土木工事	建築工事	現行基準	新基準
	直接工事費	直接工事費(営繕基準)-直 接工事費(営繕基準)×10%	75%	90%
費目	共通仮設費	共通仮設費	70%	80%
	現場管理費	現場管理費(営繕基準)+直 接工事費(営繕基準)×10%	70%	80%
	一般管理費等	一般管理費等	30%	30%

### 「機械設備工事・電気設備工事の場合」

	エ 種	適用	<b>事</b>
	機械設備工事・電気設備工事	現行基準	新基準
	機器費	<u>73%</u>	<u>85%</u>
費目	直接工事	<u>75%</u>	<u>90%</u>
Ħ	(間接工事費+設計技術費)	70%	80%
	一般管理費等	30%	30%

[積算体系が異なる工事種別を含む場合] それぞれの工種ごとに算定した額の合計額



# 参考資料

# JS工事の魅力向上の取組

・一般土木工事積算基準・標準歩掛の改定

# ○改定内容

積算基準				
準 拠 図 書	改定項目		改定概要	
土木工事標準	間接工事	・運搬費の基本運賃表	質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費における基本運賃 料金の見直し	
積算基準書   	費	・現場管理費率	書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加に 対応	
標準歩掛				
準 拠 図 書		改定項目	改定概要	
	・排水材設置工 ・舗装版削孔工(アスファルト舗装版)		新規	
土木工事標準歩掛	<ul> <li>・路体(築堤)盛土 ・路床盛土</li> <li>・埋戻工 ・安定処理工</li> <li>・現場打擁壁工</li> <li>・アンカーエ(ロータリーパーカッション式)</li> <li>・現場取卸工 ・中掘工</li> <li>・泥水運搬工 ・排水性アスファルト舗装工</li> <li>・路側工 ・舗装版破砕工</li> <li>・舗装版切断工</li> </ul>		施工実態を反映した施工歩掛等の改定 例 ・移動時間を踏まえた積算の適正化 ・使用機械、労務等の変動に対応	
	・リバースサーキュレーションエ		廃止	
下水道用設計標準 歩掛表	・小口径管泥土圧推進工法(坑口工) ・管きょ更生工法(裏込め・仕上・仮設備)		施工実態を反映した施工歩掛等の改定	

○適用:令和6年9月1日以降に公告する工事